

令和4年度 学生支援センター

学生相談部門および障がい学生支援部門活動報告

学生支援センター 学生相談部門、障がい学生支援部門

いのうえ なほ まつもと ともこ たにぐち しょうへい いながき めぐみ ごとう とも のぶ
井上 菜穂／松本 奉子／谷口 翔平／稲垣 めぐみ／後藤 知伸

1. はじめに

令和4年度は新型コロナウイルスの感染流行による行動制限が解除され、オンライン開催や開催中止になっていたイベントが徐々に復活し、元の社会生活に戻りつつある移行期であった。大学においても多くの授業で対面授業になった一方で、学食における黙食の継続や、サークルなどの飲み会等も自粛するムードが残っていた。多くの学生は友人同士で食事会を開くなど、移行期の状況にうまく工夫をして適応していたが、一部の学生はその変化に適応することが難しく、孤立感を感じたり対面授業へ戻ることには抵抗を示したりする学生がいた。コロナ禍とはまた違ったサポート体制が必要になった1年であり、今後も元の生活に戻る過程におけるサポートが必要になると考えられる。

また、令和4年4月からは民法が改正されたことで、成人年齢が20歳から18歳へ引き下げられた。1人で契約行為ができる範囲が広がり、学生自身の意思は重視されるようになるとともに、本人の責任が求められるようになった。今後これらの相談が増加する可能性も考えられるため、学生相談の多様化に対応するスキルが必要になると考えられる。

2. 報告

(1) 相談・支援の状況

①なんでも相談件数

令和4年度のセンター利用総数は2,057件で、そのうちなんでも相談は1,610件であった。今年度は昨年度に比べて1.25倍の増加率であった。図1になんでも相談件数の推移とその内訳を示した。この数年は毎年約1.2倍ずつ増加しており、相談件数の増加が顕著である。今年度は例年に比べて、「①修学」「⑥心身健康」「⑧支援」についての相談が多かった。特に「①修学」についての相談は近年急増しており、教員や保護者など本人以外から学生支援センターへ相談があり、その後本人相談へとつながるケースが増えている。また最初の主訴が修学相談である場合でも、その背景に障がいや疾患があるケースも多く、その後「⑧支援」へと移行するケースも多い。「⑥心身健康」は、昨年度は長引くコロナ禍での生活に影響を受けて心身の健康を保てなくなったの相談が多かったが、今年度はコロナ前の生活に戻る過程で、周囲の学生たちが盛り上がる中で孤立感を感じたり、漠然とした不安に悩まされて体調を崩しているケースが増えている。特に大学3年生の場合は入学時にはオンライン授業を中心とした大学生活であったため、対面の人間関係に苦手さを感じている学

生もおり、コロナの後遺症であると感じている。また近年は心身不調の背景に親からの虐待が絡む相談が多く、大学生になり一人暮らしを始め、新しい生活環境や友人関係を築いていく中でそのことに気づくことで表面化するケースも増えている。

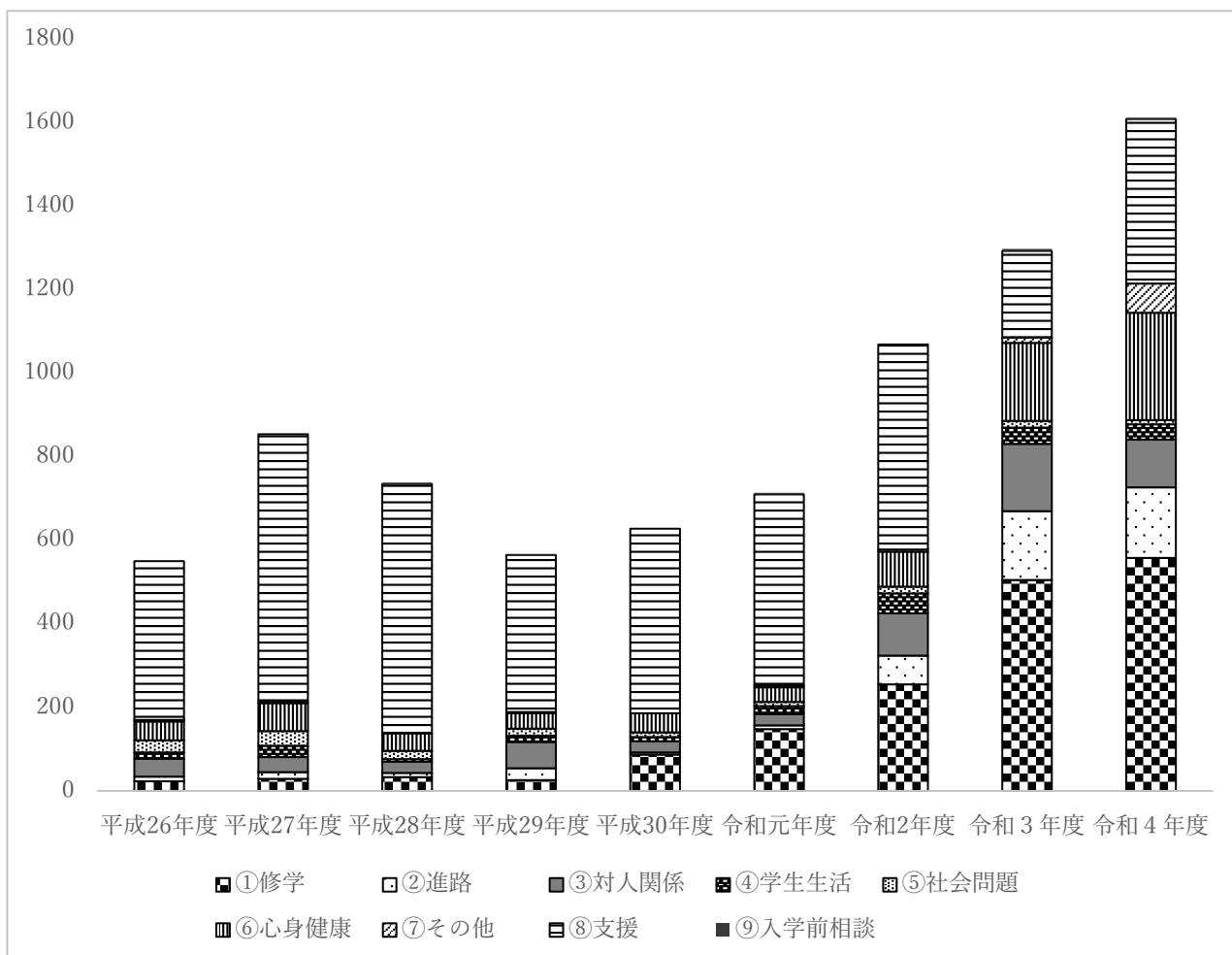


図1 なんでも相談の推移と内訳

②支援申請書提出

図2に支援申請書の提出学生数の推移を示した。令和4年度の支援申請書提出者数は148名（新規39名、継続109名）であった。これは全学生の2.4%であり、全国平均の1.53%（日本学生支援機構、2023）に比べても非常に高い在籍率である。学生支援センターでは以下の3点の理由を考えている。1点目は支援申請書の周知方法である。本学では支援申請書を入学案内書類や鳥取大学広報誌「風紋」に同封して1年に1度は各家庭に配布していることから、学生や家庭が支援申請書を目にする機会が多く、それが提出のしやすさにつながっていると推測している。2024年度入学生からはこの周知方法を変更し、入学の手引きと学生生活案内に記載をして、詳細は学生支援センターのホームページで確認をおこ

ない、申請書や診断書の書式はホームページからダウンロードする形式に変更する予定である。2点目は教職員に支援申請書が浸透していることである。教員が授業において困り感がみられた学生、学級教員として面談をして気になった学生、自分の研究室で困っている学生に声をかけることが多く、学生と一緒に来室するケースが増加している。これは早期対応の観点からも重要であると考えている。3点目は本センターの障がい学生支援部門がなんでも相談と一体化した体制になっていることである。最初の窓口が1つであることから、なんでも相談から支援申請書の提出へとスムーズに結びついていくケースが多いことも、本学の特徴であるといえる。

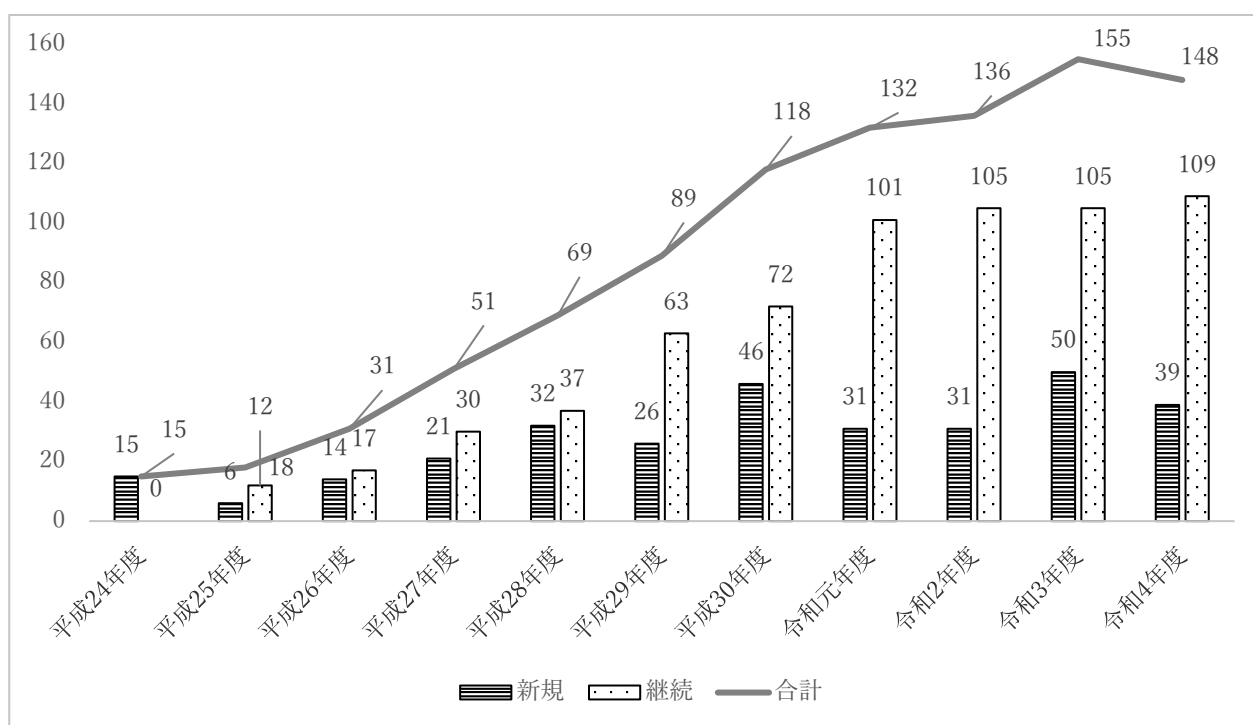


図2 支援申請書提出学生の推移

図3に提出学生の障がい種の内訳を示した。病弱・虚弱 31%、発達障がい 20%、精神障がい 18%、身体障がい 5%（視覚障がい 2%、聴覚障がい 2%、肢体不自由 1%）、その他 26%であった。日本学生支援機構で設定されている分類から外れるものはその他の障がいに分類した。昨年度と比較すると、発達障がいは大幅に割合が下がり（昨年度は 36%）、病弱・虚弱（昨年度は 27%）とその他の障がい（昨年度は 12%）の割合が増加した。他大学と比較すると、本学は例年とかわらず身体障がいが少なく、いわゆる目に見えにくい障がいの割合が高い。病弱・虚弱とその他の障がい共に、疾患や障がい種は多様になってきており、支援内容も個別化されていく傾向が強い。慢性呼吸器疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患など、疾患も多岐にわたり、緊急時対応の備えをしておかないといけないケースもある。それに加えて、コロナ後遺症での申請もみ

られ、多様な相談内容への対応やオンライン授業や欠席扱いの検討など、今後の検討課題であると考えられる。

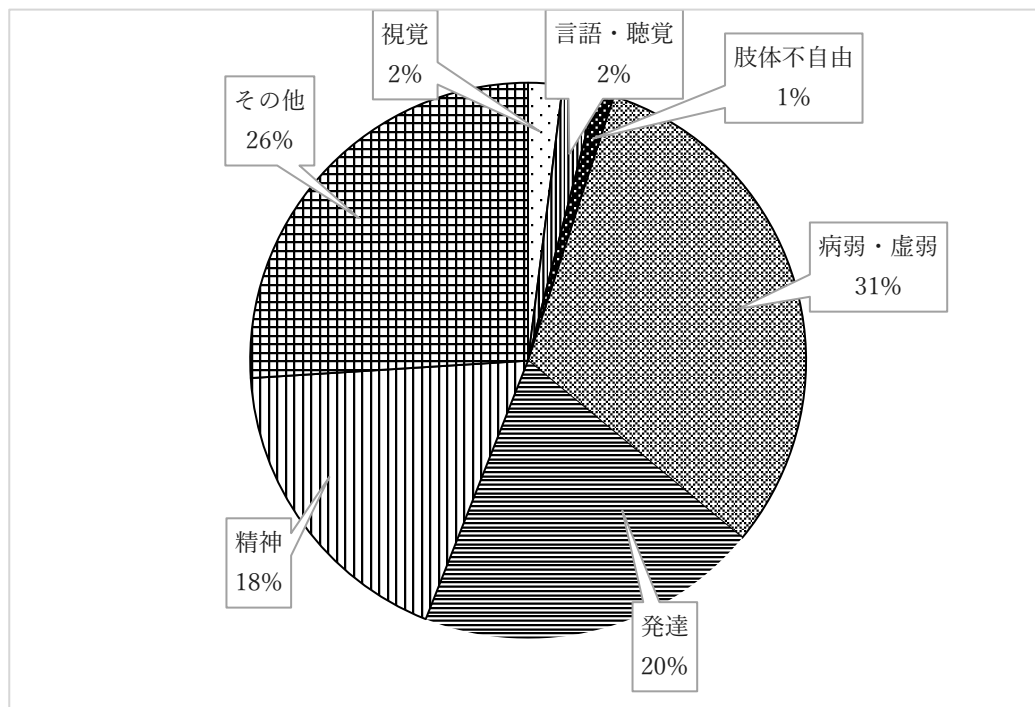


図3 支援申請書提出者の内訳

(2) 障がい学生支援に関する活動

① ノートテイク事業

令和4年度より3年計画で、PCノートテイク養成事業を実施している。聴覚障がいの学生に対して情報保障は必須である。情報保障の方法はいくつか考えられるが、本学ではFM補聴システムや補聴援助システム「ロジャー」の使用、座席位置の配慮をおこなうことで、在籍学生への対応をおこなっていた。しかし今後ノートテイクのニーズが出てくる可能性を考えて、本学もノートテイクの養成を定期的におこなうことが必要になる。本事業の1年目であった今年度は、まず他大学の現状把握をおこなうため、拠点校である筑波大学、本学と同規模の長崎大学へ視察に行き意見交換をおこなった。その後、筑波技術大学の協力のもと、まずは学生支援センタースタッフ5名のノートテイク養成の実施をおこなった。そしてそのセンタースタッフによって、学生3名に対して各2時間の講座を個別に実施した。その結果、合計8名のテイクが養成された。2時間の講座実施で最低限のノートテイクをおこなえるようになることがわかったが、継続的に練習をおこなわないとスキルが維持できないという新たな課題もみえてきた。ノートテイクに取り組むことにより、参加学生、教職員ともに楽しみながら積極的に支援をおこなう姿勢に変化していったことから、意識の変化がみられたと感じている。令和5年度はバリアフリー支援入門

の講義中でのノートテイク体験やイベント実施を通して、ノートテイクの養成を実施する予定である。

本学での情報保障は主に聴覚障害の学生へ実施しているが、本学では発達障がいのある学生が多く在籍しているため、近年は視覚情報が優位な学生からのノートテイクの要望があがってきている。主に言語情報に苦手意識があり、視覚によって得た情報の処理が得意な自閉スペクトラム症（ASD）の学生からの要望が多い。ASD の学生の中には聴覚情報処理障がい（APD）のある学生も多いため、授業で教員の話した講義内容を文字化してほしいという要望がでることがある。その場合には、ノートテイクではなく、現在は音声レコーダーアプリの自動文字起こし機能を使用する方法を提示し、合理的配慮として授業での使用を試みている。また発達障がいの場合も聴覚障がいと同様に、ペアワークやグループワークでの困り感もある。私たちは大勢の人たちが同時に話をする場になると、自分に必要な音や話を自然と聞き取るが、聴覚情報処理に障がいがある場合には周囲の音をすべてひろってしまう。例えば英会話のペアワークの場面では、自分のペアの音声だけでなく、周囲の学生たちの会話練習の音声が入ってしまうことで、自分のペアの学生とのやりとりができなくなってしまう。この場合にはロジャーフォーカスⅡ（補聴器や人工内耳不要のレシーバ内蔵型受信機）を使うことで、学生の耳元に必要な音声を届けることができ、ペアワークに取り組みやすくなるため、学生にはこの方法を提示している。様々な IT 機器導入の試みをおこない、ノートテイクだけに頼らない本学の情報保障の体制づくりをおこなうことも重要であると考えている。

②カルテシステムの改修

平成 28 年 4 月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（差別解消法）」の施行に伴い、障がい者への不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮が法的義務となり、「対応要領」および「留意事項」の策定、および学内の支援体制の整備をおこなった。学生支援センターでは修学支援システムを作成し、それに基づき、合理的配慮の決定と同意をおこなった後、支援内容を関係教職員と共有、支援を開始、半期ごとに学生支援センターと本人とで合理的配慮の評価と見直しをおこなっている。学生支援センターと学部とで協力体制をとりながら面談をおこなうスタイルは本学の特徴であると考えている。

しかしその一方で、各学部の担当事務へ重い負担がかかっていることは否定できず、これらの負担を減らすためのシステム改修をおこなっていくことは今後の課題であると考えている。令和 4 年度は改修の第 1 弾として、学務支援システム内に学生カルテを移行した。支援申請書提出学生の合理的配慮に関する申請書や診断書などの書類は学務支援システム内で各部局の教務係と共有できるように改修をおこなった。今後も継続して、システム改修をおこなっていくことが必要であると考えている。

③アクセシビリティリーダー（AL）2 級

本学では平成 29 年より、アクセシビリティリーダー 2 級（AL 2 級）の育成をおこなっている。オンラインで講座を受講し、希望者は 2 級の試験を受験することができる。図 4 に

講座受講者と合格者の推移を示した。令和4年度は講座受講が32名（学生24名、教職員8名）、AL2級合格者は14名（学生9名、教職員5名）であった。本学のAL2級取得は合計60名になった。

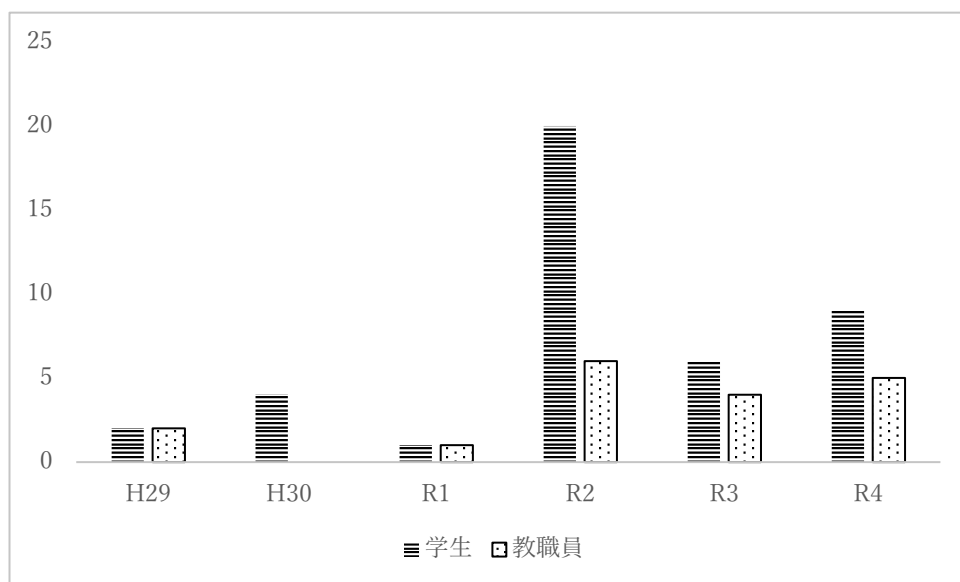


図4 AL2級取得者の推移

④学生支援ネットワーク活動

中四国を中心とした障がい学生支援の地域連携ネットワーク UE-Net(Universal Design in Education- Network)での活動は例年と同様に、年4回の研究会をおこなった。鳥取県内の障がい学生支援ネットワークでは、「広島大学における障がい学生支援の現状」をテーマに、広島大学アクセシビリティセンターの山本幹雄センター長に講演していただき、参加校で意見交換をおこなった。

3. 今後の展望

新型コロナウイルスとの共存にむけて動き出し、私たちは元の生活様式に戻るだけでなく、新たな大学生活様式を構築していくことが求められている。ポストコロナ時代のニューノーマルの在り方について、本学でも検討しないといけないいくつかの事項に直面している。一時期は全面オンラインに切り替わっていた授業も、今年度は対面授業に移行していった。相談に来る学生たちの話から、オンライン授業にもメリットはあると考えられる。オンライン授業では授業と並行してチャットで学生からリアルタイムで質問を受けることができ、後から録画を見直すことで復習に役立てることが可能であった。特に理系の学生は「授業中に理解できなかった箇所を後から何度も見返すことができた」と話し、それによって成績の向上や単位取得に結びついた学生がいる。また体調不良が続いている学生にとっては、家で授業を受けることができることは大きなメリットであった。すでに多くの

大学では、障がい学生に対するオンライン授業の在り方について検討を始めている。本学でも鳥取大学方式のオンライン授業の在り方について、検討する時期に差し掛かっているといえる。

令和6年4月の改正障害者差別解消法の施行をひかえ、近隣の私立大学からも体制整備についての相談を受ける機会が増加してきた。これらの機会を通して、大学間ネットワークの活用や連携を今以上におこなうことは重要である。また本学においても、改めて学内体制の見直しの時期にきていると考えられる。今年度も修学支援システムの見直しをおこない、支援申請書には年に1度の診断書の提出を求めること（それが不可能な場合には、意見書でも対応可能なケースもある）、身体障がいなど症状の変動がないと医師が判断する障がいの場合には診断書の提出を以後求めないことを決めた。今後も随時見直しをおこなっていくことが大切であると考えている。

4. 引用文献

日本学生支援機構（2023） 令和4年度（2022年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告.